解散公告

当法人は、平成三十年三月三十一日に解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

宮崎県西臼杵郡日之影町大字七折二一二三番地一

特定非営利活動法人アルク

清算人　馬崎さやか

解散公告

当社は、平成三十年三月三十一日開催の株主総会の決議により解散いたしましたので、当社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

鹿児島市清和四丁目一〇番一五号

有限会社鹿児島テクニカルサービス

代表清算人　諏訪　俊一

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年一月六日開催の臨時社員総会の決議並びに静岡県知事の認可により、平成三十年四月三日をもって解散いたしましたので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

静岡県下田市中五三六番地の一

医療法人社団伊豆南クリニック

清算人　松村　貴代

解散公告（第一回）

当公社は、平成三十年三月三十一日徳島県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。

なお、右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

徳島県名西郡石井町高川原字高川原一二一番地一

石井町土地開発公社

代表清算人　阿部　龍裕

解散公告（第一回）

当法人は、平成三十年三月二十三日責任役員会の決議により解散したので、当法人に債権を有する方は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

大分県豊後高田市田染真中六九五番地

宗教法人大應寺

清算人　島津　恒子

解散公告（第一回）

当組合は、平成三十年三月十九日開催の臨時解散総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

沖縄県宜野湾市字野嵩七三六番地

宜野湾市我如古4丁目農住組合

清算人　崎間　清徳

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年二月二十二日社員総会の決議により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

群馬県高崎市吉井町下長根五番地一

医療法人新井内科胃腸科医院

清算人　新井　英雄

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年一月二十一日開催の臨時総会で決議し平成三十年四月六日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

長野県伊那市西箕輪一六一五番地二

大泉新田生産森林組合

清算人　唐澤　正樹

解散公告（第三回）

当公社は、平成三十年三月三十日、埼玉県知事の認可により解散したので、当公社に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

埼玉県和光市広沢一番五号

和光市土地開発公社

清算人　松本　武洋

解散公告（第三回）

当基金は、平成三十年三月三十一日厚生労働大臣の認可により解散したので、当基金に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申出下さい。右期間内にお申出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

東京都千代田区内神田一丁目一五番一号

屋外広告ディスプレイ厚生年金基金

代表清算人　津幡禮二郎

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年六月二十五日開催の社員総会の決議並びに島根県知事の認可により平成二十九年十二月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

島根県邑智郡川本町大字因原八一番地一

医療法人加藤クリニック

清算人　加藤　寿陽

解散公告（第三回）

当法人は、平成二十九年十一月二十五日開催の臨時社員総会の決議並びに香川県知事の認可により、平成三十年三月三十一日をもって解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十五日

香川県高松市伏石町二〇三四番地一

医療法人社団じんないクリニック

清算人　神内　隆宏

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県みどり市大間々町大間々一九七〇番地八、最後の住所群馬県前橋市堀越町七四三番地八エズ・ヴィラージュB―一〇二号

被相続人　亡　神山　知弥

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

事務所群馬県桐生市巴町二丁目一八二一番地根岸ビル二・三階

相続財産管理人　弁護士　内田　光人

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍新潟県新潟市中央区上大川前通一番町一五一番地、最後の住所新潟市西区青山三丁目一〇番一〇号　被相続人　亡　倉田　稔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。

右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十五日

新潟県新潟市中央区新光町一〇番地二　技術士センタービル七階　弁護士法人一新総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　祐

平成29年度決算公告

平成30年4月25日

東京都新宿区西新宿二丁目1番1号新宿三井ビル

アフラック・インターナショナル・インコーポレーテッド

日本における代表者　アンドリュー・ジェイ・コンラッド

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

（単位：千円／換算レート：1ドル＝113.00円）

資産の部		負債及び純資産の部	
流動資産	23,129,863	流動負債	15,579,924
固定資産	1,459,124	固定負債	3,721,957
		負債合計	19,301,881
		株主資本	5,287,106
		資本金	113
		資本剰余金	3,648,751
		資本準備金	3,648,751
		利益剰余金	1,638,242
		その他利益剰余金	1,638,242
		（うち当期純利益）	（454,066）
		純資産合計	5,287,106
資産合計	24,588,987	負債・純資産合計	24,588,987